

氏 名 的 場 啓 一

学位の専攻分野の名称 博士（経済学）

学位記番号 甲経第50号（文部科学省への報告番号甲第469号）

学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当

学位授与年月日 2013年3月4日

学位論文題目 少子化と子育て支援政策の経済分析

論文審査委員（主査）教授 小 西 砂千夫

（副査）教授 高 林 喜久生

教授 井 口 泰

諸 富 徹（京都大学大学院教授）

論文内容の要旨

少子化の克服は、日本経済の将来の活力維持にとって、きわめて重要であり、かつ緊急性の高い政策であり、今日の社会経済政策における最大の関心事の1つといってもよい。

本論は、いわゆる少子化対策のうち、主として地方自治体が行う保育所サービスや児童手当などの子育て支援施策などに焦点を当て、その経済的なメカニズムについて、理論的あるいは実証的に分析したものである。2009年の政権交代で民主党連立政権が誕生したが、自公政権時代の少子化対策をさらに強化することをめざして、子ども・子育て新システムを実現しようとした。2012年に成立した社会保障・税一体改革関連法案では、総合こども園などの構想は実現せず、政権はその後、再び自公政権に交代したが、少子化対策が今後も、わが国の重要な政策課題として継続されていく見込みである。

また、地方分権改革のなかで、子育て支援政策に関して、義務付け・枠付けの見直しが行われ、自治体の裁量権が高められようとしている。そのことを通じて、従前に増して地域のニーズに応じたサービスの形態が選べるようになった。また三位一体改革では、国庫補助負担金の一般財源化が進められ、財源面での自由度も増すようになった。そうした一連の分権改革の影響についても、本論では重要な分析の視点となっている。本論は、そのような現実の政策課題に密着した問題意識を持って展開されている。

本論は、次のように3部構成、10の章からなっている。

はじめに

第1章 子育て支援政策の展開—子ども・子育て新システムを踏まえて—

第1部 少子化現象とその要因

第2章 少子化現象に対するこれまでの見方と解釈

第3章 少子化の現状と効果が上がらない少子化対策

第4章 合計特殊出生率の要因の検証—主成分分析による検証—

第2部 子育て支援政策の財政分析

第5章 子育て支援政策の財政支出に関する数量分析—市町村児童福祉費をもとに—

第6章 子育てにかかる費用負担のあり方—社会保険方式か、税方式か—

第3部 我が国の子育て支援政策の現状と改革

第7章 保育行政におけるミスマッチ

第8章 保育行政における地方分権改革と義務付けの緩和

第9章 子育て支援政策における児童手当のあり方

第10章 子育て支援政策の先進事例—福井市と金沢市—

おわりに —子育ての社会化の実現に向けて—

第1章においては、子ども・子育て新システムの検討段階において展開されたさまざまな議論を足がかりに、子育て支援サービスの財源と給付の体制のあり方、子育て支援政策に要する費用、幼保一体化をめぐる考え方、保育所サービスにおける義務付け・枠付けの緩和のあり方などについて概観している。子ども・子育て政策の展開における政府・与党の内在的論理や、政策決定において焦点となる要件を掘り下げることによって、少子化対策について考察すべき事柄の奥の深さや、単に子育て支援にとどまることなく、民間企業における女性の雇用形態や、ワーク・ライフ・バランス、子育てに関する社会意識、家族形態のあり方などにおよぶ、問題の構造の複雑さについて接近している。

第1部は、少子化現象とその要因の分析についてである。

第2章において、少子化現象や人口問題に関する経済学、あるいは社会学における理論的分析のフレームワークを概観している。子育ての効用や費用に着目した経済学的アプローチでは、新古典派経済学の枠組みに立つ「効用・不効用」仮説、質・量モデル、新家政学のアプローチなどが紹介されている。一方、社会的な視点でのアプローチでは、家族関係や家庭への価値観などに着目した「パラサイトシングル」仮説、「第二の人口転換」仮説などが紹介されている。ここでは、それぞれの理論の論理と前提となる考え方が簡潔に整理され、それに続く各章の分析と関連づけられている。

第3章では、自治体における子育て支援などの対策についての現状を把握する意味で、次世代育成支援行動計画の策定や施策の実施状況、施策実施における問題点を捕捉するために、筆者が行ったアンケート分析を紹介するとともに、企業における子育て支援策などが紹介されている。ここでは、自治体の施策展開における問題意識を明らかにすると同時に、どのような課題が政策展開の最前線で認識されているかについての実態に迫っている。なお、本章は2006年度日本地方財政学会第14回大会における学会報告「自治体の少子化対策はなぜ効果が上がらないのか？」に基づいている。

第4章では、合計特殊出生率に着目し、自治体における児童福祉関連支出との相関関係や、子育ての直接費用や機会費用との関係についての既存研究をレビューした上で、主成分分析によって、出生につながる要因を割り出そうとしている。その上で、都市化の度合いや女性の就労度合い、保育サービス水準、世帯の経済水準の4つの主成分を抽出するとともに、それぞれと合計特殊出生率との相関関係について主成分回帰分析を行っている。ここでは、出生率に強く影響を耐える要因として、改めて保育サービスと女性の就労度合いが重要であることが分析されている。そうした結果は、第2章で分析した新家政学のアプローチなどとおおむね整合的になっている。

第2部は子育て支援政策の財政分析である。

第5章では、市町村における児童福祉費に着目して、その決算統計データを用いて、子育て支援政策の財政支出について、地域間での支出水準の違い、財政力指数で表された財政状況との相関、自治体の人口規模で見た違いなどについて実証的に分析している。地域によって雇用や家族形態が大きく異なることで求められるサービスへの住民ニーズが異なり、大都市では豊かな税収によって独自の少子化対策に係る社会保障給付がされていることなどが、多様な結果の背景にある。なお、第4章と第5章の内容は、2007年度日本地方財政学会第15回大会における学会報告「少子化対策にかかる財政支出の数量分析」に拠っており、関西学院大学産業研究所発行の『産研論集』において査読付き論文「少子化対策にかかる財政支出の数量分析—児童

福祉費と合計特殊出生率の要因分析を中心に―」として掲載されている。

ついで、第6章では、子育てに関するサービス給付の費用負担のあり方として、子育ての費用を社会全体で支えるという観点で、社会保険方式と税方式について比較検討している。税方式では子育て支援税の構想、社会保険方式では育児保険構想など、いずれも一部の自治体が検討している事例を取り上げ、その可能性や妥当性について検討している。いずれも萌芽的なものであるが、今後、広く社会制度として定着していく可能性をもっている。なお、本章は2011年度日本地方自治学会2011年度大会における学会報告「育児（子育て）に関する費用負担のあり方について―社会保険方式なのか、税方式なのか―」に拠っている。

第3部は、わが国の子育て支援政策の現状と改革について分析と考察を行っている。

第7章では、保育行政が保育所サービスへのニーズとミスマッチを起こしている可能性について、さまざまな社会調査から検討するとともに、三位一体改革で運営負担金が一般財源化された影響、公立保育所と民間保育所の機能の違い、認可外保育所の果たしている機能などについて考察を行っている。特に、認可保育所の提供するサービスが定型的であることが、認可外保育所の役割につながるという指摘は重要である。なお、本章は2007年度日本財政学会第64回大会における学会報告「保育行政のミスマッチはなぜ起きるのか？」に拠っている。

第8章では、保育行政に関する質的な改革という意味での義務付けの緩和に着目し、潜在的な保育需要に着目した待機率の推計、またそれと合計特殊出生率との関係や、認可外保育所における入所児童数との関係などについて数量分析が行われている。また保育所に関する義務付けの緩和は、国庫支出金の一般財源化とセットで行わなければ、保育サービスの充実につながらないことが指摘されている。なお、本章は2009年度日本地方財政学会第17回大会における学会報告「保育行政における地方分権改革と義務付けの緩和」に拠っており、同論文は査読付き論文として、同学会の学会誌に掲載されている。

第9章では、児童手当に着目し、子育て支援に関する現金給付と現物給付の違いについて考察し、児童手当の水準の歴史的経緯、給付に係る所得限度額の設定状況、企業の雇用主負担の状況、児童養育費に対する支給単価の規模、児童手当制度の改革などについて、制度の詳細とその機能に関する分析が行われている。児童手当の機能を補う現物給付の重要性についても言及されている。また、民主党政権における子ども手当の運営上の課題についても指摘されている。なお、本章は2008年度日本地方財政学会第16回大会における学会報告「子育て支援政策における児童手当のあり方について」に拠っており、同論文は査読付き論文として、同学会の学会誌に掲載されている。

第10章では、出生率が全国的に見て高く、子育て支援サービスが充実しているといわれる北陸地方のうち、福井市と金沢市について、子育て政策の歴史的背景や具体的展開などを明らかにし、少子化対策の充実に向けて必要な事柄を明らかにしている。量的な分析では明らかにできない、政策立案上の留意点について言及されている。なお、本章は、2006年度日本財政学会第63回大会における学会報告「少子化対策のベストプラクティスの比較分析」に拠っている。

論文審査結果の要旨

1. 本論文の評価と貢献

本論文の学術的な貢献について、次の5点を挙げるができる。

第1は、本論文が、少子化現象を説明する経済学的・社会学的理論を踏まえた分析となっていること、子育て支援政策の制度や政策形成の過程といった制度的な研究において十分な掘り下げがあること、子育て支援政策の経済効果に関していくつか重要な計量的な分析を行っていること、自治体の少子化対策の政策運営の実態に迫るために独自のアンケート調査やフィールドワークを実施するなど実態に関する調査を行って

るなどを通じて、理論、制度、実証的な研究の3方向からバランスよく分析されていることである。分析の対象を自治体における子育て支援政策という比較的限定されたテーマにしぼったことで、重要なポイントについて詳細な分析がなされており、その点についても評価できる。

第2は、子育て支援政策を展開する自治体の現場感覚に優れ、政策運営の現場が抱える問題意識がユニークであって明確であると同時に、それらが経済学的分析を通じ丁寧に掘り下げられていることである。特に、第7章や第8章における保育所サービスの分析において、公立保育所と民間保育所が実態面において果たしている機能が必ずしも同じではなく、完全には代替可能とはいえないこと、認可保育所が提供できるサービスが定型的であって、保育サービスへのニーズに応えきれていないことから、認可外保育所が現実的に一定の役割を負っている現実などについては、有益な結果を引き出している。これらは、保育所サービスの研究など、従来の財政学の研究分野では、十分に明らかにされなかつただけではなく、そもそも問題意識として認識されることすら少なかった切り口であり、新しい分析の視点を持ち込んでいることが評価できる。

第3は、財政学のような政策志向を持った研究分野では特に重要となる、現実の社会経済政策における問題意識と整合性があるところである。民主党政権においては、従来に増して少子化対策に力を入れ、子育ての社会化の実現を図るために、子ども・子育て新システムの構築が熱心に検討された。一方、地方分権改革の流れのなかで、義務付け・枠付けの見直しが進み、保育所サービス等にも義務付けの緩和が具体的に検討され、さらには三位一体改革では、財源面での分権化推進の文脈に立って、国庫補助負担金の一般財源化など、財源面での改革が進められようとした。本論文の分析は、そのような政策課題を十分に取り込み、わが国における少子化対策が直面する具体的な課題に正面から取り組もうとしている。問題意識が現実に密着し、有用な政策的提言を引き出そうとしている点は評価できる。

第4は、本論文の主要部分については、第1章と第2章を除いてすべて学会報告を行い、その成果に基づいて取りまとめられたものである（うち、3編の論文については査読付き論文として学会誌等に掲載）。日本財政学会や日本地方財政学会において、子育て支援サービスに関する財政分析に係る研究について、アカデミックな貢献を果たしている。

第5は、財政学の分野ではこれまで取り上げられることが比較的少ないテーマに着目し、分析を試みていることである。とりわけ、第9章で取り上げた児童手当の機能についての実証的研究は、他にほとんど例のないものである。また、第6章は秋田県の子育て支援税の構想、佐賀県の育児保険構想など、いずれも一部の自治体が検討しているユニークな試みを取り上げた研究である。既存研究がこれまであまり踏み込まなかつたテーマを取り上げることで、新しい発想による有益な政策的提言が引き出される可能性がある。

2. 審査委員会の結論

審査委員会では厳格に査読を行い、慎重に審査を行い、複数回の口頭試問を実施した。それらを通じて、本論文の学術的な貢献について、研究成果全体としてのまとまりの良さ、テーマに対するアプローチの幅広さや、分析の掘り下げの十分さなどに照らして、学術研究として評価できるものと判断した。理論的なフレームワークを紹介している部分と、実証的な研究部分のロジックの明確さについてはなお改善する余地があり、計量的な分析についても、分析の目的に照らして、手法面でなおブラッシュアップする余地が残されていると見られる部分はあるが、それらは今後の課題として改善に期待するとしても差し支えないものと判断した。

その一方で、少子化対策の理論的枠組みの概念整理や、理論と計量的な分析とのつながり、計量分析の結果の解釈などに関して、論旨の展開上で注意すべき事柄や、各章の論旨の整合性の徹底などの諸点については、ただちに改善を要することを学位申請者に指摘し、審査過程において論文の微修正を求めた。そうした審査委員会からの要請に、申請者が適切に対応し、論文が修正されたことを見きわめた。

以上の過程を経て、本論文が本学の学位規程第14条「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する」に照らして、学位授与にふさわしい内容をもつものであると、審査委員全員一致の意見として判定した。